

**国際ロータリー第2710地区
グローバル補助金ロータリー奨学生 若手研究者 募集要項**
国際ロータリー第2710地区 ロータリー財団委員会

国際ロータリー第2710地区ロータリー財団グローバル補助金奨学生(以下 RID2710 グローバル補助金奨学生という)として、海外の大学院以上レベルの研究施設・教育機関で研究する若手研究者の募集を下記要項に従って行います。内容を確認し応募してください。なお、海外の大学院への進学については、通常のグローバル補助金奨学生募集要項を確認し応募してください。

概要

RID2710 グローバル補助金奨学生の制度は、グローバル補助金を利用し、以下の目的を達成するために、国際ロータリー第2710地区(広島・山口)が独自に募集、選考、派遣を行います。

- (1) 奨学生が海外留学を通じ、国際理解と親善を増進し、その国際経験と視野を持って、ロータリーが掲げる7つの重点分野に必要な知識と学力を身に付け、社会人として成長、貢献をしていくこと

＜7つの重点分野＞

平和と紛争予防/紛争解決	疾病予防と治療	
水と衛生	母子の健康	
基本的教育と識字率向上	経済と地域社会の発展	環境

※7つの重点分野に関しては、国際ロータリーのホームページより下記の資料をご覧ください。
「ロータリーの重点分野」

[Our Causes | Rotary International](#)

「重点分野の基本方針」

<https://www.rotary.org/myrotary/ja/document/areas-focus-policy-statements>

- (2) ロータリーのネットワークを十分に活用し、ロータリークラブと地域社会と積極的に交流することによって、派遣国と受入国の間の懸け橋となること

奨学金の種類

海外の大学院以上レベルの研究施設・教育機関で、7つの重点分野に該当する専攻課程での原則1年の修学に、米貨40,000ドルの奨学金を提供します。

(研究期間が複数年であっても米貨40,000ドル)

自身のエコノミー往復航空券代、授業料、教材費、学生寮二人部屋程度の下宿代、大学食堂程度の食費に対して支給されます。奨学金として使用できない項目(医療費、同行する家族の費用、高額な住居費・食費、自動車の購入 等々)があります。合格した際のオリエンテーションで説明があります。

募集人員 若干名

応募資格

- (1)上記の7つの重点分野のいずれかに該当する分野でキャリアを築くことを目標とすること。したがって研究先での教育目標もこれに関連する分野になります。
- (2)2025年3月末までに大学課程を修了している者、または修了することが見込まれる者。概ね40歳まで、性別、未婚、既婚は問いませんが、今後、ロータリーでの活躍が望める者とします。
- (3)海外の大学院レベルの研究施設・教育機関で学ぶこと。(聴講生は不可)
- 1)応募者は、すでに合格しているか、これから受験する研究施設・教育機関を1つ特定して応募します。
- 2)RID2710グローバル補助金奨学生への応募後に留学先の受験をする場合、ロータリー財団本部への申請書提出まで(3月末日)に合格が決定しない場合は、取消となります。
条件付き合格(語学力や大学卒業など)の場合には、3月末までに、無条件合格にする必要があります。
- (4)受入地区内のロータリークラブや地区の活動に参加できるように、承認された受入地区内の研究施設・教育機関の近隣に住むこと。
- (5)次のいずれかに該当すること。
- 1)日本国籍を有する者。応募時に、国際ロータリー第2710地区内に住民登録、または帰省先(就学・就職のために、1親等以内の家族と離れて住民登録をしている)があること。
- 2)応募時に、国際ロータリー第2710地区内に所在する大学または大学院に在学するか、あるいは、職場に勤務していること。
- (6)次の者は応募できません。
- 1)ロータリークラブの会員、及びロータリークラブ事務局の職員。これらの者の直系親族(祖父母、両親、子、孫)および配偶者。入籍または未入籍の養子。その他ロータリークラブの関係者。応募資格を得る意図でロータリークラブを脱会した者およびその関連の者。
- 2)他の地区のロータリー財団補助金奨学生に応募している者
- 3)既に希望する研究施設・教育機関に在籍している者
- 4)海外のロータリー平和センター提携大学(<https://www.rotary.org/ja/our-programs/peace-fellowships>)において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学である者

奨学生給付の条件

- (1)ロータリー財団の7つの重点分野に該当する海外の大学院以上レベルの研究施設・教育機関に、財団本部へオンライン申請する(3月末)までに合格すること。
- (2)奨学生の授与にあたって、「国際ロータリー第2710地区 奨学生同意書」に同意すること。
- (3)本奨学生は7つの重点分野の解決に寄与することを目的とし、奨学生は学業と共に、“親善使節”としての任務も遂行すること。
- (4)留学期間中は勉学に努めると共に、ロータリークラブ、家庭、事業所などを訪問して、留学国の諸事情の理解につとめること。
- (5)奨学期間終了後速やかに必ず帰国し、地区内ロータリークラブに留学の成果を報告すること。

- (6)留学中及び留学終了時には、所定の報告書を決められた時期までに、必ず提出すること。
- (7)学業成績不良、不良行為の立証、報告の不提出、虚偽の報告、ロータリー財団の承諾を得ない学業課程の変更、中途退学、留学国の語学に対する知識不足、“親善使節”としての任務を怠る等、奨学金の条件を充たせなくなる様な事態が発生した場合、奨学金の打切り、もしくは返還となります。
- (8)留学は2025年7月1日から2026年6月30日までの期間に開始しなければなりません。
- (9)奨学期間終了、または帰国後は、必ず推薦ロータリークラブ・受入ロータリークラブとの交流を保ち、また、要請により国際ロータリー第2710地区、および地区内ロータリークラブに留学の成果を報告すること。
- (10)国際ロータリー第2710地区ロータリー財団学友会に必ず加入し交流を深めること。転居等に際しては、学友会へ連絡先変更の届出をすること。
- (11)留学先は、ロータリークラブのある国、地域に限られます。
- (12)応募には、ロータリークラブからの推薦が必要です。
- (13)他の奨学金が100万円を超える場合、併給できないものとします。大学の授業料免除については、要相談とします。

応募の前に

(1)大学院での修士取得でなく(あるいは研究機関で)、研究・研修等を目的とする場合には、奨学金給付の条件の他に、事前に、研究施設・教育機関、研究テーマ・プラン、授業がある場合は履修コースが、ロータリー財団が定める基準に達しているか、財団本部への確認が必要になります。

まずははじめに、下記の書類を国際ロータリー第2710地区事務局まで送付してください。提出書類を基に、財団本部へグローバル補助金として実施可能かどうかの確認を依頼します。実施可能となれば、応募に進んでいき、返事には、2~3週間必要になります。

- ①国際ロータリー第2710地区 ロータリー財団奨学生 応募申込書（日本語）
- ②自身の著書、発表、主論文など業績についての資料(A4 1枚程度)（日本語）
- ③留学先(研究施設・教育機関)と研究テーマ、研究プラン、授業がある場合は履修コース、研究が7つの重点分野にどのように関わってくるかについて記載した書面(A4 2枚程度)
(日本語と、英語に翻訳したものをそれぞれ両方提出)

(2)研究施設・教育機関について、財団本部からの連絡が入ってから応募になります。

応募方法 ※ロータリー財団本部による事前確認後に開始

- (1)応募には、応募者の住民登録地（或いは実家の所在地、在学する大学又は大学院の所在地、勤務先の所在地のいずれか）にあるロータリークラブ（或いはその近隣のロータリークラブ）からの推薦状が必要です。応募申込書及びその他の提出書類を、推薦ロータリークラブへ提出します。

※必ず提出前にロータリークラブへ連絡し、クラブ推薦の承諾を得てください。ロータリークラブでは、推薦について事前審査や面接がありますので、ギリギリの依頼では間に合わない場合があります。

(2)応募は、推薦ロータリークラブを経由し国際ロータリー第2710地区ロータリー財団委員会(以下、RI 2710地区R財団委員会という)になります。直接の応募は受けません。

応募の期間

RI 2710地区R財団委員会への応募は、**2024年7月1日～10月31日17:00**までとします。

上記の期限は、推薦ロータリークラブから、応募者の提出書類およびクラブの推薦状が、RI 2710地区R財団委員会へ届く期限になります。(必着)

提出書類 第一次選考

RI 2710地区R財団委員会への提出は、E-mail を原則とします。

署名欄がある書類および原本の提出が必要な書類につきましてはPDFファイルで提出して下さい。(原本は、必要時にこちらから提出の依頼をします)

提出書類は、それぞれの個別のファイルで提出し、ファイル名の最後に応募者の氏名を入れてください。(色々な提出書類をPDFで繋げて1つのファイルなどにしない)

ファイル名の例)

「奨学生候補者のための申請書テンプレート 山田太郎」

「CANDIDATE APPLICATION TEMPLATE Taro Yamada」

書類は全てA4サイズを使用してください。(成績表・証明書等A4サイズ以外のものはA4サイズに縮小・拡大したものを必ず添付してください。)

(1)国際ロータリー第2710地区 ロータリー財団奨学生 応募申込書

(2)教育者あるいは雇用主/上司等の推薦状

(3)留学先への留学の許可を証明するもの。

留学先の留学許可証が書類等提出締切日までに手元に無い場合は、地区最終選考面接試験後までに提出すれば可とします。その場合、その理由書を他の提出書類と共に提出してください。条件付き入学許可は不可となります。ただし、在学生であり、大学卒業を条件とする入学許可の場合には、その旨をお知らせください。語学力の向上が条件の場合は不可となります。

(4) 申請書類及び小論文

1)奨学生候補者のための申請書テンプレート(書式内文字数のもの)

日本語と留学先教育機関の使用言語の2種類

2)留学先(研究機関)と研究テーマ、研究プラン、授業がある場合は履修コース、研究が7つの重点分野にどのように関わってくるか、および将来のキャリア計画について記載した書面(A4 3ページ以内)(日本語・英語の両方提出)

(5)カラー写真 JPEGファイル(胸より上が写っているもの)

(6)ロータリークラブ推薦状

提出先

応募者は、推薦ロータリークラブへ上記の提出書類(1)～(5)のすべてを揃えて提出してください。推薦ロータリークラブは、上記(6)ロータリークラブの推薦状を加え、国際ロータリー第2710

地区R財団委員会へE-mailで提出してください。

※応募書類は一切返却しません。

選考

(1) 第1次選考

2024年11月にRI 2710地区R財団委員会による第1次選考(面接)を行ないます。場所、時間等は、推薦クラブを通して連絡します。面接試験に参加するための費用負担はありません。人物審査に重点をおいており、電話やZoom等のオンラインでの面接は実施いたしません。必ず、面接選考会に参加していただくことになります。

(2) 第2次選考(最終選考)

第1次選考(面接)で選考されたものに対して、直ちに受入地区のロータリークラブに受入クラブの依頼をします。遅くとも3月末までに受入クラブの受諾が確認でき、且つ研究施設・教育機関の留学許可が得られた者に最終面接を行ない、すべて整ったことを確認した上で最終決定します。

合格から派遣まで

(1) 最終選考で合格した者は、直ちにロータリー財団本部にオンラインで申請書を提出します。

その際に、留学許可を証明する書類(電子ファイル)を添付します。

オンライン申請開始後、研究施設・教育機関の進学先を変更することはできません。オンライン申請した進学先についての奨学生ですので、変更する場合は奨学生の辞退となります。

(2) 2025年7月頃までに承認があり、奨学生の受給が決定します。

(3) RI 2710地区R財団委員会によるオリエンテーションが開催されます。必ず、参加しなければなりません

注意

(1) 承認が下りる前に支払った費用については、奨学生の対象になりません。特に、往復航空券代、保険料等の支払いに注意してください。また、奨学生は、奨学期間の費用の支払いとするため(領収書の提出が必要)、就学金期間を超えた将来の費用の先払いには使用できません。

(2) 推薦クラブには、自身で、近隣またはゆかりのあるロータリークラブに連絡をとり、推薦をもらってください。

(3) 受入クラブについては、特に、有名校・人気のある地域(例えばイギリス全土、特にロンドン、パリ、ボストン等)は、希望者が殺到し、受入クラブが見つからない場合がありますのであらかじめご了解ください。 **受入クラブが見つからない場合、奨学生の対象にはなりません。**

(4) 地区が主催するオリエンテーションへ必ず出席してください。

(5) 奨学生は終了後に最終報告書を提出しなければなりません。その際に下記の内容が必要になります。

- 1) 学業における成果、およびこの成果が重点分野にどのように関連するかについて
- 2) ロータリーと地域社会への関与について
- 3) 収支明細と75米ドル以上の領収書

(6) 合否についてのお問い合わせは、一切、受け付けません。